NEWS RELEASE



国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先

(所属) 自動車交通部旅客第一課

(担当) 亀井、小林

(電話) 06-6949-6445

令和5年10月16日

一般乗合バスの上限運賃の変更認可について

近鉄バス株式会社から令和5年7月12日付けで申請のあった上限運賃変更認可申請について、本日(令和5年10月16日)、申請どおり認可いたしました。

近鉄バス株式会社の改定内容

1. 適用する路線

大阪府東部、東南部地域(東大阪市、大東市、八尾市、松原市、羽曳野市、富田林市等)の一般路線バス

2. 変更内容(上限運賃)

現行	申請	平均改定率
対キロ区間制運賃 基準賃率:43円50銭 初乗運賃:170円	対キロ区間制運賃 基準賃率:51円00銭 初乗運賃:200円	18.3%
特殊区間制運賃: 半区210円 1区230円 2区250円 3区290円 4区300円 特4区310円 5区320円 6区340円	特殊区間制運賃: 半区260円 1区290円 2区310円 3区350円 4区370円 特4区 廃止 5区390円 6区410円	

3. 実施予定年月日 令和5年11月1日

(参考)主な区間の改定後の実施運賃 ※実施運賃については、事業者が上限運賃の範囲内で届け出た運賃

区間	現行実施運賃 (大人運賃)	改定実施運賃 (大人運賃)
藤井寺駅前 ~ 羽曳が丘八丁目	250円	290円
藤井寺駅前 ~ 四天王寺大学	250円	290円
藤井寺駅 ~ 近鉄八尾駅前	300円	350円
東花園駅前 ~ 四条畷•住道駅前	320円	370円
東花園駅前 ~ 山本駅前	290円	330円
花園駅前~山本駅前	250円	290円

配布先:

青灯クラブ、近畿電鉄記者クラブ、陸運記者会(ハイタク)